

ASK ニュース

Vol.0260

2017年7月10日(月)

担当：MS事業部 北野

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

社会保険料の決定

はじめに

社会保険料は、毎月の総支給額に応じて月々変動するのではなく、総支給額を平均した額により標準報酬額を決定し、その標準報酬額に保険料率を掛けて保険料が決定します。今回は、その標準報酬額の決定方法についてご紹介します。

標準報酬額の決定方法

社会保険は、例えば、27万円以上29万円未満は、標準報酬額を28万円として保険料を計算しますが、このように一定範囲の額を標準報酬額とみなして保険料を計算します。標準報酬額の決定は、原則、下記3つの方法があります。

- ①資格取得時決定
- ②定時決定
- ③随時改定

それぞれの標準報酬額を決定する手続きについて見ていきましょう。

資格取得時決定

まずは、文字通り資格取得の手続き、具体的には、資格取得届に記入する給与(予定)額により資格取得時決定がされます。

この手続きの注意点は、非課税となる通勤交通費を含めた総支給額を記入しなければならない点です。

定時決定

1年に1回4月～6月に支給した給与総額の平均値で標準報酬額を決定し、その標準報酬額は、原則1年間変動しません。今の時期に算定基礎届を提出することにより定時決定を行います。

しかし、4月～6月に毎年、残業が多いなど支給額が増える職種については、別途手続きを行うことにより1年の平均値を利用して標準報酬額を決定することができます。

随時決定

定時決定された標準報酬額も、大きく昇給した場合などには年の途中で標準報酬額を変更しなければなりません。

昇給した後、3カ月の平均値の標準報酬額が、現在と比較して2等級以上、上がった場合です。下がった場合も同様です。どちらも残業代の上下ではなく固定給が変動した場合に限ります。標準報酬月額変更届を提出することにより手続きを行います。

おわりに

数年に1回年金事務所の調査が、定期的に行われています。正しく申請していない場合には、溯って手続きを行いそれに伴う保険料の差額は、一括で支払う形になります。ASKでは、手続き代行を行っておりますので、お気軽にご相談下さい。